

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和四年六月二十日

広島県人事委員会

委員長 加藤

誠

広島県人事委員会規則第十四号

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和三十二年広島県人事委員会規則第十号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>別表第五（第四条関係） 教育職給料表(二)級別資格基準表 (略)</p> <p>備考 1 (略) 一 (略) (2)(1) (略) 教育職員免許法第十六条に規定する教員資格認定試験に合格したことによる高等学校教諭の免許状又は特別支援学校の自立教科教諭の免許状の所有者</p> <p>二 (3) (略) (2)(1) (略) 教育職員免許法第十六条に規定する教員資格認定試験に合格したことによる小学校教諭の免許状の所有者</p> <p>2 (3) (略) 4 (略)</p>	<p>別表第五（第四条関係） 教育職給料表(二)級別資格基準表 (略)</p> <p>備考 1 (略) 一 (略) (2)(1) (略) 教育職員免許法第十六条の二に規定する教員資格認定試験に合格したことによる高等学校教諭の免許状又は特別支援学校の自立教科教諭の免許状の所有者</p> <p>二 (3) (略) (2)(1) (略) 教育職員免許法第十六条の二に規定する教員資格認定試験に合格したことによる小学校教諭の免許状の所有者</p> <p>2 (3) (略) 4 (略)</p>

附則

この人事委員会規則は、令和四年七月一日から施行する。